

令和2年9月1日
福井県警察

福井県との契約手続きにおける押印の省略について

この度、県費に係る契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることになりましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請求書
- (2) 見積書

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に【発行責任者および担当者の氏名、連絡先】を必ず記載してください。

- ※1 発行責任者とは、代表取締役、または支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職者をいいます。
- ※2 担当者とは、本契約に関する事務を担当する者をいいます。
- ※3 発行責任者および担当者は、同一人物でも可とします。
- ※4 氏名については、必ずフルネームで記載してください。
- ※5 確認のため、記載した連絡先に連絡させていただく場合があります。

3 メール添付による提出

押印省略書類については、メール添付による提出も可とします。この場合、メール本文に「発行責任者および担当者」の氏名、連絡先の記載があれば、当該書類への記載は不用です。

4 本件取扱開始日

- (1) 本取扱いは、令和2年9月1日以降の書類発行からとします。
- (2) その他ご不明な点については、福井県警察本部の各所属または各警察署会計課までお問い合わせください。

5 その他参考

請求書記載例

